

団体名：社会福祉法人島根県社会福祉協議会

代表者名：江口 博晴 事業規模：1億円以上 ボランティアスタッフ数…0名（フードバンク事業について）

施設配布先：更生保護施設・若者支援団体・松江市生活福祉課・就労支援センター・救護施設
活動地域：島根県松江市内

住所：690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5階 Tel：0852-32-5945

事業概要

2012年6月より松江市域においてフードバンク事業を試行開始し、生活困窮者をはじめ更生施設、若者支援施設などに対し食料支援を行なっている。

現在、既存の制度では対応できない緊急性の求められるニーズに対応するため、3カ年計画で、「フードバンク立ち上げ支援事業」の取り組みとして重要性を明示し、食のセーフティネットによる支援体制の強化を目指している。

ポイント

【全国初の社会福祉協議会主体のフードバンク事業】

社会福祉協議会がフードバンク事業を独自に推進しているのは全国的にも初の事例である。

【公的な支援体制の中でのフードバンク事業】

県からの事業委託を受け、「パーソナル・サポート・センター」、「地域生活定着支援センター」を運営しており、生活相談者向けに素早く、臨機応変に対応出来ると支援体制をとっている。

取り組みの経緯

2011年冬の以降、「パーソナル・サポート・センター」に来所する相談者で、いま食べるものがなく逼迫状態にある生活困窮者に対し生活一時貸付金でまかなえず、職員自ら食糧を寄付するなどその場凌ぎで対応してきた。これにも限界があり、対応策を検討した結果、フードバンク活動にたどり着いた。

活動方針

来所する相談者に対して、臨機応変に緊急的に支援を行えるように、地元の企業や食品スーパー、コンビニからの寄贈品を適切に消費できる量を引き受け、提供していく形態を目指していく。

活動事例

2011年冬の以降に来所する相談者のうち、その日に食べる物がない急迫した生活困窮者が増えつつあった。2012年4月から9月末までの新規登録相談55人のうち、数日間食べ物を口にしていけないなどの「急迫した生活困窮者」は20人にのぼる。

以下、具体的な事例

事例①一週間の車上生活の末（30歳代男性）に来所し、約5日分の食料支援実施。

事例②生活保護受給者、財布を紛失したとの相談で次回保護費支給日までの食料支援実施。

事例③地域生活定着支援センターより、特別調整にて出所した70歳代男性に対し生活保護費受給までの食料支援実施。

タイトル、小見出し：MS ゴシック 16 ポイント

文章：MS 明朝 10 ポイント、英数字 century 10 ポイント

提携食品企業

現在、交渉中の食品企業数社あるものの提携企業は0である。

成果と課題

2HJ・フードバンク山梨よりノウハウを学びながら、フードバンク鳥取もぎの会、あいあいねっとフードバンク広島、フードバンク岡山と連携し、中国地域としてのスケールメリットや食品の授受を目指している。ながら進めていきたいと考えている。

支援窓口は対応人数や対象者が限られており、一般的向けの啓発が必要だと考える。

島根県社会福祉協議会における役割としては、窓口業務においての生活福祉貸金貸付事業での緊急的な資金援助、パーソナルサポートセンターでの住居及び生活・就労支援等ひとつの場所においてさまざまな背景を持つ方の対応ができることが出来る。

その中の要素として、フードバンクが加わることにより、衣食住・職、生活の総合的で幅広いサポート体制が可能となる。

特に個人支援の場合、調理できる環境にない方が大多数を占める。いま、すぐに食べられる食品を提供する必要性があり、地元企業を中心とした支援体制構築に向けたフードバンク活動の説明、協力依頼また連携が最重要課題である。

今後は、県内全域に支援活動が広がることを目指し、行政、福祉施設、NPO 団体などの関係機関との協議・連携を図りながら支援体制の強化に取り組んでいく。